

久万高原町

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

久万高原町教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年度、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したこと受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省が連携し、通学路における交通安全の確保を目的とした緊急合同点検を実施するよう地方自治体に通達がありました。

これを受けて久万高原町では、平成24年に通学路の緊急合同点検を実施し、点検結果に基づいた対策を実施するなど活動して参りました。

このたび、久万高原町における通学路の交通安全確保に向けた取り組みの基本的方針として、「久万高原町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関との連携を強化し、計画的かつ継続的に通学路の安全確保に取り組んで参ります。

2. 通学路安全推進協議会の設置

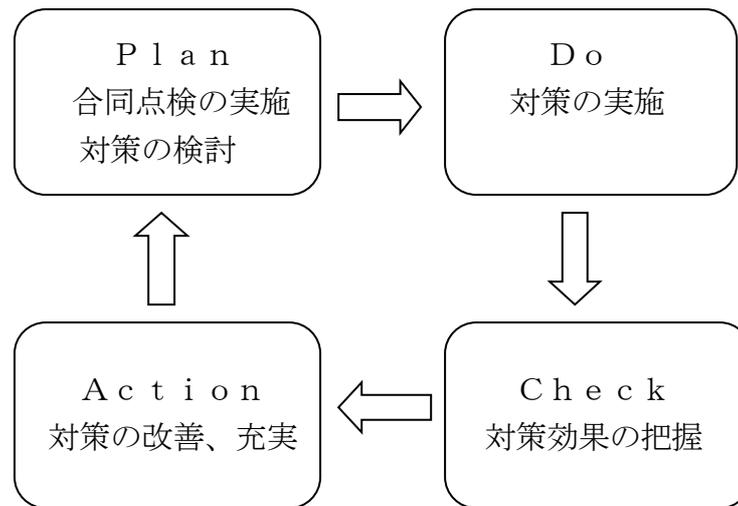
通学路安全推進連絡協議会の設置本プログラムにおける計画推進組織として、以下の関係組織の代表者から構成する「久万高原町通学路安全推進協議会」を設置しました。

- ・松山河川国道事務所
- ・愛媛県中予地方局建設部久万高原土木事務所
- ・愛媛県久万高原警察署
- ・久万高原町役場建設課
- ・久万高原町役場総務課
- ・久万高原町立小学校
- ・久万高原町教育委員会
- ・その他関係機関

3. 取組方針

継続的な通学路の安全確保のため、定期的に合同点検を実施するとともに、対策実施後の検証を行い、対策の改善、充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



① 定期的な合同点検

- ・町内の小中学校ごとに、定期的に通学路の安全点検を実施します。（各校において保護者等の意向を踏まえた危険箇所の選定を行い、報告に基づき最低年1回とし、必要に応じて実施します。）
- ・合同点検の体制は、学校、警察、道路管理者、教育委員会等が参加する合同点検を行います。
- ・合同点検の結果から、対策が必要な箇所について、協議会において具体的な対策を検討します。

② 対策の実施

- ・対策の実施にあたり、関係機関の連携により円滑な推進に努めます。

③ 対策の把握

- ・対策の実施後は学校等を通じて、対策の効果を把握します。

④ 対策の改善・充実

- ・対策実施後の確認結果を踏まえ、対策内容の改善、充実を図ります。

4. 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、各関係機関で認識共有するために「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。